



中国商標法第3回改正の改正点について

弁護士 弁理士 魏 啓学¹

顧問弁護士 劉 和珍²

1982年に制定された『中国人民共和国商標法』は、中国が改革開放政策を実施してから初めての知的財産関連の専門的な法律である。これまでに同法は、1993年と2001年に2回にわたり改正が行れた。そして、2003年から第3回目の改正をスタートさせ、その後10年間にわたり、商標法の改正案を何回も広く社会に公開して意見を求めた。この10年間、国内外の法律の専門家、学者、知的財産権サービス業従事者、企業の知財部門人員や一般公衆は、この改正に対して、高い関心を寄せてきた。

2013年8月30日、第12期全国人民代表大会常務委員会第4回会議で、『全国人民代表大会常務委員会の中華人民共和国商標法改正についての決定』が通過し、改正中国商標法は、2014年5月1日より施行されることとなった。

今回の中国『商標法』改正案の主な内容は、以下の3つの方面から纏める。

I. 商標出願人の便宜を図るための改正

1. 音声商標の導入

商標として登録を受けることができる種類が新設された(第8条)。音声は、商標として登録を受けることが可能になった。

2. 一出願多区分制度の導入

一出願多区分の出願方法を採用する(第22条)。商標登録出願人は、一つの申請において多数の区分について同一の商標出願をすることができるものと規定された。

3. 電子出願の導入

電子データにて出願することを許可し、電子出願の法的地位を確立した(第22条)。

4. 審査手続きの改善

審査手続きを改善した(第29条)。

¹Chixue WEI (Mr.) 林達劉グループ 代表取締役 北京魏啓学法律事務所 所長 弁護士 弁理士

²Hezhen LIU (Ms.) 林達劉グループ 北京林達劉知識産権代理事務所 商標部 顧問弁護士 元商標局商標審査7処処長

商標登録出願人の便宜を図るために改正された内容は、中国の現在の経済発展に合致させた上で、中国で登録出願できる商標の種類及び手続きを国際の通用制度と統合させるもので、中国商標行政管理機関が商標登録出願の制度構築において、新たな一步を踏み出したことを表している。例えば、改正法において、「審査過程において、商標局が商標登録出願内容について説明又は補正する必要があると判断した場合、出願人に説明又は補正を要求することができる」と規定した。出願人の意見を聴取する制度を導入したことで、出願人に歓迎されるはずである。

現在、商標行政管理機関は『商標法实施条例』の改正に着手しているので、同条例において、音声商標の出願要件、一出願多区分の費用標準と商標審査改正手続きの具体的な方法が明確に規定されることが待たれる。

5. 審査期限の規定

初めて商標審査及び商標案件の審理期限を定めた。その中に、審査期限を9ヵ月とした。また、各種類の商標案件の審理期限は、9ヵ月又は12ヵ月とした。さらに、特殊な状況があった場合、3ヵ月、又は6ヵ月延長できる。また、案件審理を中止する規定も設けた(第28条、第34条、第35条、第44条、第45条、第49条、第54条)。

上述の法定期限に関する規定によって、商標審査と商標行政機関による各種類の商標案件の審査時間を大幅に短縮できることが見込まれる。同時に、商標審判委員会が不服審判案件を審理する時、関連する先行権利の確定について、裁判所の審理中の案件又は行政機関の処理中の案件の結果を根拠とする情況も客観的に考慮した上で、案件審理を中止することができることも規定した。

ここ数年、中国における商標の出願件数は増加の一途をたどっており、商標審査又は審理案件が滞る可能性が十分あり、直接出願人とその権利行使に影響を与えていた。法定審査期限の規定によって、商標行政機関の行政行為を厳格に見守ることができる。なお、関連公衆は、商標行政管理機関が法定期限を厳格に把握する同時に、商標審査及び案件審理にいて、公平、公正を保つことができるか否かについて、強い関心を寄せている。

6. 異議申立制度に対する改正

異議申立制度を改正した(第33条、第34条)。現行商標法の規定によれば、異議申立の主体資格は「何人も」であり、異議申立の理由についても限定せず、範囲もとても広い。今回の改正では、異議申立人の資格及び異議申立理由に一定の制限が課されることになった。また、商標局が異議申立案件を審査し、その後直接に登録又は拒絶の決定を下すことができることを規定し、商標登録出願の周期を大いに短縮させている。商標異議申立制度の改正は、個別の企業又は個人が異議申立の手続きを利用して、悪意による異議申立をする行為、商標出願人を詐欺・強要する行為、及び商標権侵害者が故意に出願人の商標登録を遅延させる行為を効果的に抑制できる。

商標行政主管機関は、新規出願商標に対して既に厳格に審査し、大部分の異議申立がなされた商標の審査結果は、その登録が許可されているのが現状である。当該審査結果に基づき、改正法では、登録が許可された被異議申立商標に対して、直接商標登録証を交付し、且つ公告することを規定した。この改正によって、「効率優先」の原則が体现された。異議申立人は、商標審判委員会の決定に不服があり、又は十分な理由や証拠があれば、同委員会に対して当該商標の無効宣告を請求することができる。無効宣告手続きによって、異議申立人の権利を救済できるようになる。

II. 公平競争による市場秩序を維持するための改正

7. 馳名商標認定の原則

改正法には、馳名商標について、「馳名商標は、当事者の請求により、商標案件において認定する必要がある事実として認定しなければならない」と明確に規定された(第14条)。当該条項は「個別認定、受動認定」の原則を明らかにしている。馳名商標は、栄誉称号の一つではなく、法律概念の一つである。馳名商標保護制度は、国際的には比較的通用されており、世界ですでに170余りの国が馳名商標制度を実施している。しかし、これまで中国では、馳名商標へ保護を与える過程において、その本意がねじ曲げられていた。一部の企業は、馳名商標を自分の製品販売を促進するための「金字看板」として、「馳名商標」という文字を包装に印刷することで、大々的に広告宣伝に利用していた。また、多くの地方政府は、地方経済を発展させるために、企業の知名ブランドを立ち上げることを奨励するために、馳名商標を取得した企業に対して高額の奨励を与えていた。そのため、個別の企業は、馳名商標の称号を求めるために手段を選ばず、虚偽の案件を作ったり、偽造証拠を作ったりして、商標が本当に馳名であるか否かの事実をねじ曲げて、馳名商標を栄誉称号に作り上げていた。

8. 馳名商標認定の手続きと機関

改正法では、「馳名商標認定の手続きと機関」を明確化した(第14条)。「商標登録の審査、商標紛争の処理過程、商標権侵害事件の取締り、及び商標民事、行政案件の審理において、当事者が馳名商標の権利を主張した場合、商標局、商標審判委員会、及び最高裁判所によって指定された裁判所は、商標の馳名状況について認定を行うことができる」と規定した。また、「生産・経営者は、商品、商品包装又は容器、又は広告宣伝・展覧及びその他の商業活動において、『馳名商標』の表示を使用してはならない。」という規定も加えた。この条項は、ますます過熱する「馳名商標」を法律面から冷まし、市場における公平な競争を促進し、消費者の誤解を招くことも避けることができる。さらに、上述のような馳名商標をねじ曲げて使用していた行為を抑えるため、改正法には、「馳名商標を宣伝に使用した場合、10万元(約160万円)の罰金が課される」という罰則規定も加えられた(第53条)。

9. 冒認出願対策の強化

改正法には、「業務提携又は他の関係によって、他人の商標が先に使用されていることを明らかに知った上での冒認出願することを禁止する」という規定が加えられた。(第15条)。ここ数年、業務提携の準備又は業務提携において、他人の商標が先に使用されたことを知ったうえ、冒認出願する行為が頻発している。このような行為は、社会において強い反響を引き起こし、正常な市場秩序に影響を与えていた。商標行政管理機関も、審理において明確に代理または代表関係を結んでいない案件について、これまでずっと適用できる明確な法律条文がないことに困惑していた。改正法によれば、商標所有者は、自主的且つ迅速に自分の商標を出願することを前提にして、提携パートナーとのビジネスにおける提携証拠と有効的で、最も早い商標使用に関する証拠を保存することで、当該商標権の享有を証明することが必要になってくる。

10. 新たな不正競争行為の追加

商標と企業商号の衝突について、改正法では、「他人の登録商標、未登録の馳名商標を企業名称に商号として使用し、公衆を誤認させる」行為は、不正競争に該当すると規定した。また、これらの案件について、『中華人民共和国不正競争防止法』に基づき処理することも明確化された(第58条)。

しかし、社会各界において、他人の知名商号を商標として登録することについて、これまでずっと議論されていたが、今回の改正案では言及されなかった。したがって、知名で、且つ独創的な企業商号は、やはり企業が早めに自社商号を商標として登録することで保護することが必要である。また、第32条に規定の「先行権利」に基づき先行商号権の保護を求めることもできる。

11. 先使用主義への適当な配慮

改正法には、善意による先使用商標への保護の規定を加えた(第59条)。すなわち、「商標権者がその登録商標を出願する前に、他人が同一又は類似の商品について商標権者より先に登録商標と同一又は類似の商標を使用し、且つ一定の影響力を有するようになった場合、登録商標の商標権者は、当該使用人の元の使用範囲における当該商標の使用を禁止する権利を有しない。ただし、区別要素の追加を適宜に要求することができる」との規定は、先に大量に使用したが登録出願していない商標が元の使用範囲内で継続的に使用することができる権利を与えた。

12. 商標出願代理人への管理強化

改正法は、商標代理人が資格試験を受けずに商標代理業務に従事できる現状に対して、商標代理機構への管理を強化した(第19条、第68条)。商標代理機構は、秘密保持の義務、告知義務、他人商標を冒認出願する業務を引き受けてはいけない、及び代理業務の商標以外その他の商標を登録出願してはならない義務を負う。また、違法行為がある商標代理機構に対して、期間を定め是正を命じると同時に、警告を与え、情状が深刻な場合、その代理する商標業務の受理を停止し、且つ公告することができる。

商標代理機構は商標法の関連規定に違反した場合、法によりその法的な責任を追及する同時に、工商行政管理部门より、信用保存書類に記録する。

上記の規定は、商標仲介代理機構の従業者の行為を効果的に規範化し、商標代理業界の環境を浄化し、公平な競争環境における優勝劣敗を実現し、商標出願人に専門的で、且つ優れた品質のサービスを提供することに資するものである。

III. 商標専用権を保護するための改正

13. 新たな商標権侵害行為の規定

改正法には、現行『实施条例』第50条(2)を「他人の登録商標の専用権を侵害する行為のために、故意に便宜を図り、商標権侵害の実施に協力している」と改正し、商標法の法的責任を負うべき商標専用権侵害の行為の種類の一つとして加えた(第57条)。これによって、直接には他人の商標専用権を侵害する行為を実施していないが、他人の商標権を侵害する行為に参与、協力している企業又は個人に相応の責任を負わせることになった。

14. 再犯への処罰の強化

商標権侵害の再犯について、厳罰に処する「5年以内に商標権侵害に当たる行為が2回以上あるか、又はその他の深刻な情状がある場合には、厳罰に処する」という規定を加えた(第60条)。

15. 懲罰規定の新設

改正法には、懲罰性の賠償規定を新設した(第63条)。悪意により商標権を侵害し、情状が深刻な場合には、権利者が侵害により受けた実際の損失、侵害者が侵害により得た利益、又は登録商標の使用許諾費用の1倍以上3倍以下の範囲で賠償額を確定することができる。上記3つの根拠によって賠償額を確定することが困難な場合には、裁判所は適宜に法定賠償額を決定することができる。改正法は、法定賠償額を現行法の50万元から300万元まで引き上げた。

また、「裁判所は、権利者が既に挙証に尽力したが、侵害行為に関わる帳簿、資料を主に侵害者が把握している場合、侵害者に関連帳簿、資料の提供を命じることができる。侵害者がその提供を拒否し、又は偽造の帳簿、資料を提供した場合、裁判所は、権利者の主張及び提出証拠を参考にして、損害賠償額を確定することができる」という規定は権利者の挙証負担を軽減させた。

上述の改正内容は、商標権侵害者の侵害コストを大いに高め、その侵害行為への懲罰力も強化したものである。

16. 商標権者の賠償要求時における使用義務の規定

今回の改正法には、「権利者が賠償を要求する時の使用義務」を特に規定した(第64条)。「侵害を訴えられた当事者が、登録商標専用権者が登録商標を使用していないという抗弁を主張した場合、裁判所は、登録商標の専用権者にその前3年間に於ける登録商標の実際使用証拠の提出を要求することができる。登録商標の専用権者は、その前3年間に当該登録商標を使用したこと、又は、侵害行為によりその他の損失を被ったことを証明できない場合には、侵害を訴えられた当事者は賠償の責任を負わない」と規定した。上記の改正内容の必要性は、商標専用権が登録出願の手続きを行うことだけでなく、登録商標を有効的に使用することにもあるということである。商標の本質は、商品又は役務の出所を識別することであり、識別力は商標の実際の使用において生み出される。登録商標は実際に使用されていなければ、識別力を生み出せず、権利者の利益を侵害することもない。したがって、商標権保護に備えるため、商標権者は商標の実際の使用において商標の使用証拠を大切に保存し、ビジネスの取引文書にも実際に使用した商標を記載することをお勧めする。

正式な改正までに10年間かけた今回の中国「商標法」の改正には、ハイライトとも言える点が多いがある。これらは、中国の商標制度をより改善し、中国商標の行政、司法に積極的な影響を与え、公平競争の市場秩序を維持し、中国経済の安定的、持続的な発展を促進することに寄与することが期待される。

責任者: 代表取締役 弁護士 弁理士 魏 啓学 (Chixue WEI)
 社長 弁理士 劉 新宇 (Linda LIU)
 担当者: 所員 張 輝 (Ashley ZHANG) 林 知子 (Tomoko HAYASHI)

林達劉グループ 企画室 (Business Development Department, LINDA LIU GROUP)

〒100013 中国北京市東城区北三環東路36号 北京環球貿易中心C座16階

Tel: 86-10-5825-6596 (WEI) 86-10-5825-6089 (LIU) 86-10-5825-6366 (代表)

Fax: 86-10-5957-5201 (代表)

E-mail: jpnews@lindaliugroup.com

Website: <http://www.lindaliugroup.com>